

清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例（昭和57年条例第16号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育料等の免除)</p> <p><u>第6条 同一の世帯において兄又は姉を持つ園児に係る保育料については、保育料の全額を免除する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p><u>1 この表における保育料は、8月以前は前年度分の市町村民税額、9月以降は当該年度分の市町村民税額による。</u></p> <p><u>2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</u></p> <p>(1) <u>ひとり親世帯</u></p>	<p>(保育料等の免除)</p> <p><u>第6条 次の各号に掲げる園児に係る保育料については、それぞれ当該各号に定める額を免除する。</u></p> <p>(1) <u>同一の世帯において兄又は姉を持つ園児 保育料の全額</u></p> <p>(2) <u>ひとり親世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯をいう。）に属する園児で、前号に該当しない園児 保育料の半額</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考 <u>この表における保育料は、8月以前は前年度分の市町村民税額、9月以降は当該年度分の市町村民税額による。</u></p>

改正後

改正前

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯

階層区分	保育料（月額）
2	0円
3	3,000円